

令和7年度産業廃棄物適正処理普及・啓発促進業務委託仕様書

第1 総則

この仕様書は、岩手県（以下「甲」という。）が委託する「令和7年度産業廃棄物適正処理普及・啓発促進業務」に適用する。

第2 遵守事項

受託者（以下「乙」という。）は、業務の遂行に当たっては、委託契約書及び本仕様書に基づいて行うとともに、甲の意図及び目的を十分理解のうえ、誠実、的確な業務の遂行に努めなければならない。

第3 業務の目的

本業務は、産業廃棄物処理業者及び県内の排出事業者に対して、産業廃棄物の適正処理を普及・啓発し不適正処理を未然に防止することを目的とする。

第4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

第5 委託業務の内容

(1) 産業廃棄物処理優良事業者育成研修会（基礎コース）開催事務

① 研修会の目的

産業廃棄物処理の実務や毎年改正が行われる廃棄物処理法に対応して、産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、岩手県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者を対象に研修会を実施し、廃棄物処理法の法令遵守等の周知徹底を図ること。

なお、岩手県内で1回開催することとし、定員は100名程度とする。

② 研修会の内容

産業廃棄物処理業者の実務担当者を対象とし、法改正等の廃棄物処理法の基礎事項、産業廃棄物処理実務に特化した内容とすること。

③ 委託事項

ア 研修会の企画（甲との調整を含む。）を行うこと。

イ 研修会会場を借り上げること。

ウ 研修会対象者に対しての開催案内を作成すること。なお、送付については下記第5（8）により行うため、送付に支障が生じないよう他の研修会及び説明会と調整のうえ作成すること。

エ 研修会講師を手配すること（全国的に産業廃棄物処理業者や排出事業者に対して研修等を実施した経験のある有識者から招聘するものとする。）。

オ 研修会で使用する資料の一切を作成又は調達すること（講師が指定する教本やテキスト等を使用する場合にあっては、その調達費用についても乙が負担するものとする。）。

カ 研修会の会場準備・片付け、出席者受付及び司会進行等、当日の運営を行うこと。

キ 研修会出席者に対するアンケート調査を行い、その結果を集計して甲に提出すること。

ク 研修会開催に係る報告書を作成して甲に提出すること。

(2) 産業廃棄物収集運搬業に係る許可・届出事務説明動画配信事務

① 説明動画配信の目的

産業廃棄物収集運搬業の岩手県知事の許可を受けた（受けようとする）事業者に対して説明を実施し、産業廃棄物処理業者の法令遵守等の徹底及び産業廃棄物処理業許可等事務の円滑化を図ること。

② 説明動画の内容

産業廃棄物収集運搬業許可に関する手続等の実務担当者を対象とし、許可申請書の作成方法及び許可後に必要な申請や届出等（変更許可、変更届出や処理実績報告等）を説明するほか、産業廃棄物処理業者格付け制度等について周知すること。

③ 委託事項

- ア 説明動画配信の企画（甲との調整を含む。）を行うこと。
- イ 説明動画撮影に必要な環境を確保の上、撮影を実施し配信すること。
- ウ 講師について、甲と協議のうえ、必要に応じて乙が行うこと。
- エ 下記第5（8）で行う研修会開催案内において、動画配信の周知を行うこと。
- オ 説明動画配信に係る報告書を作成して甲に提出すること。

(3) 産業廃棄物処分業に係る許可・届出事務説明動画配信事務

① 説明動画配信の目的

産業廃棄物処分業の岩手県知事の許可を受けた（受けようとする）事業者に対して説明を実施し、産業廃棄物処理業者の法令遵守等の徹底及び産業廃棄物処理業許可等事務の円滑化を図ること。

② 説明動画の内容

産業廃棄物処分業許可に関する手続等を行う実務担当者を対象とし、許可申請書の作成方法及び許可後に必要な申請や届出等（変更許可、変更届出や処理実績報告等）を説明するほか、産業廃棄物処理業者格付け制度等について周知すること。

③ 委託事項

- ア 説明動画配信の企画（甲との調整を含む。）を行うこと。
- イ 説明動画撮影に必要な環境を確保の上、撮影を実施し配信すること。
- ウ 講師について、甲と協議のうえ、必要に応じて乙が行うこと。
- エ 下記第5（8）で行う研修会開催案内において、動画配信の周知を行うこと。
- オ 説明動画配信に係る報告書を作成して甲に提出すること。

(4) 廃棄物処理施設等の設置等に係る技術研修動画配信事務

① 研修動画配信の目的

循環型地域社会の形成に関する条例に基づく廃棄物処理施設等の設置等事前協議（以下「事前協議」という。）については、書類の不備等により審査及び協議終了までに時間を要していることから、協議者を対象とする技術研修を実施し、自県内処理の推進に必要な処理施設等の設置等の円滑化を図るもの。

② 研修動画の内容

排出事業者又は産業廃棄物処理業者の事前協議に携わる実務担当者を対象として、事前協議書の作成方法や条例で定める施設基準・維持管理基準等について説明すること。

③ 委託事項

- ア 研修動画配信の企画（甲との調整を含む。）を行うこと。
- イ 研修動画撮影に必要な環境を確保の上、撮影を実施し配信すること。
- ウ 講師について、甲と協議のうえ、必要に応じて乙が行うこと。
- エ 下記第5（8）で行う研修会開催案内において、動画配信の周知を行うこと。
- オ 研修動画配信に係る報告書を作成して甲に提出すること。

(5) 排出事業者等説明会開催事務

① 説明会の目的

県内の排出事業者等に対して、毎年改正が行われる廃棄物処理法等関係法令、PCB廃棄物の適正処理、並びに本県独自の制度である循環型地域社会の形成に関する条例及び当該条例に基づく産業廃

廃棄物処理業者格付け制度等の周知を行い、排出事業者の処理責任の周知徹底と不適正処理の未然防止を図るとともに、廃棄物処理に関する先進的な取組を行っている排出事業者を紹介するなど意識啓発を図るため、説明会を開催すること。

本説明会は、岩手県内の会場において集合・ウェブの同時開催形式により1回実施し、後日本説明会の動画配信を行うものとする。説明会会場の定員は600名程度、ウェブセミナーの定員は300名程度とする。

② 説明会の内容

廃棄物処理法及び条例等の概要、排出事業者の処理責任、処理基準、委託基準及びマニフェスト制度など、排出事業者が最低限把握しておかなければならない事項を中心とし、制度改正等の最新情報を適宜含めること。さらに、電子マニフェストの普及啓発を図るため、同制度の概要や加入方法などについて説明すること。

③ 委託事項

- ア 説明会の企画（甲との調整を含む。）を行うこと。
- イ 説明会対象者を抽出して一覧表に取りまとめること。
- ウ 集合形式の説明会を撮影、ウェブでの生配信及び動画配信に必要な設備を確保すること。
- エ 集合形式での説明会の実施に係る会場を借り上げること。
- オ 研修会対象者に対しての開催案内を作成すること。なお、送付については下記第5（8）により行うため、送付に支障が生じないよう他の研修会及び説明会と調整のうえ作成すること。
- カ 説明会パンフレット及び必要資料の一切を作成又は調達すること（参加者数は対象者数の概ね5割程度を見込むとし、甲と調整のうえ必要部数を作成のこと）。
- キ 上記カで作成した資料等の電子データを成果品として甲に提出すること。
- ク 説明会の会場準備・片付け、出席者受付及び司会進行等、当日の運営を行うこと。
- ケ 説明会出席者に対するアンケート調査を行い、その結果を集計して甲に提出すること。
- コ 説明会開催に係る報告書を作成して甲に提出すること。

(6) 建設業・解体業のための産業廃棄物適正処理研修会開催事務

① 研修会の目的

排出事業者数の多くの割合を建設業・解体業が占めていることから、当該業者に特化した研修を実施し、建設業・解体業における不適正処理の未然防止及び適正処理の推進を図る。

なお、本研修会は岩手県内において集合形式で1回開催することとし、定員は150名程度とする。

② 研修会の内容

廃棄物処理法をはじめ、建設廃棄物処理委託契約書、建設系廃棄物マニフェストの運用方法等、建設系産業廃棄物の適正管理について役立つ基礎知識と実務のポイントについて説明すること。

③ 委託事項

- ア 研修会の企画（甲との調整を含む。）を行うこと。
- イ 研修会会場を借り上げること。
- ウ 研修会対象者に対しての開催案内を作成すること。なお、送付については下記第5（8）により行うため、送付に支障が生じないよう他の研修会及び説明会と調整のうえ作成すること。
- エ 研修会講師を手配すること（全国的に産業廃棄物処理業者や排出事業者に対して研修等を実施した経験のある有識者から招聘するものとする。）。
- オ 研修会で使用する資料の一切を作成又は調達すること（講師が指定する教本やテキスト等を使用する場合にあっては、その調達費用についても乙が負担するものとする。）。
- カ 研修会の会場準備・片付け、出席者受付及び司会進行等、当日の運営を行うこと。
- キ 研修会出席者に対するアンケート調査を行い、その結果を集計して甲に提出すること。
- ク 研修会開催に係る報告書を作成して甲に提出すること。

(7) 電子マニフェスト導入実務研修会開催事務

① 研修会の目的

電子マニフェストは、国において普及率（利用割合）を指標として普及拡大のための取組みが行われているが、本県は全国平均を下回っている状況であることから、電子マニフェスト未加入者に対する研修会を実施し、電子マニフェストの加入促進を図る。

なお、本研修会は岩手県内において集合形式で2回開催することとし、1回当たりの定員は15名程度とする。

② 研修会の内容

電子マニフェストに未加入の排出事業者及び産業廃棄物処理業者の実務担当者を対象として、制度の仕組みやメリット、導入に必要なもの、導入に当たっての手続き等を説明するもの。

③ 委託事項

ア 研修会の企画（甲との調整を含む。）を行うこと。

イ 研修会会場及び必要な機材を借り上げること。

ウ 研修会対象者に対しての開催案内を作成すること。なお、送付については下記第5（8）により行うため、送付に支障が生じないよう他の研修会及び説明会と調整のうえ作成すること。

エ 研修会講師を手配すること（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センター（JWNET）職員又は同様の研修会において講師の実績がある者を招聘するものとする。）。

オ 研修会で使用する資料の一切を作成又は調達すること（講師が指定する教本やテキスト等を使用する場合にあっては、その調達費用についても乙が負担するものとする。）。

カ 研修会の会場準備・片付け、出席者受付及び司会進行等、当日の運営を行うこと。

キ 研修会出席者に対するアンケート調査を行い、その結果を集計して甲に提出すること。

ク 研修会開催に係る報告書を作成して甲に提出すること。

(8) 研修会開催案内業務

① 業務の目的及び内容

上記研修会及び説明会の開催案内について、研修対象者あてに通知すること。

② 委託事項

ア 上記研修会及び説明会の開催案内について、対象者あて送付すること。送付部数は概ね1万通程度とすること。

イ 上記アの実施に係る、甲との連絡調整を行うこと。

第6 補則

この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。